

第34回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和5年3月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第34回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
		2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、
嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、萩原晴夫、齋藤 幹、岡田哲也、山根常夫、
平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名でございます。 欠席委員は1番 小山委員でございます。 推進委員の出席は17名でございます。 なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。 本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第5号までについて 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直しについて

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第34回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時39分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

6番 岡村委員、9番 三田委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は両名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が4件、筆数が5筆、面積が1,256㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が14件、筆数が19筆、面積が9,107㎡です。

合計いたしまして、件数が18件、筆数が24筆、面積が10,363㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページ及び3ページに、第5条の届出を4ページから8ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 まず、今月の案件説明に入ります前に、2月総会において保留となってい

た、荒金町の農地法3条許可申請ですが、3月8日付で取下げ願が提出されましたので、報告いたします。

それでは議案書の9ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は1件でした。

1番、申請地は西場町地内の田、2,038㎡です。譲受理由は耕作地に近く経営規模を拡大するため、譲渡理由は高齢のため離農したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は2件で、農業用施設が1件、進入路が1件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書30ページをお開きください。

1番、申請地は田島町地内の田、2,198㎡のうち111.42㎡ほか1筆、計4,300㎡のうち、1,212.25㎡です。

施設の概要は農業用施設用地で、観光農園の施設として直売所兼レストランとトイレの2棟を設置するもので、申請理由は記載のとおりです。農振農用地ですが、農用地利用計画が昨年11月10日付で変更されています。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書40ページをお開きください。

2番、申請地は松田町地内の畑、470㎡のうち35㎡ほか1筆、計500㎡のうち65㎡です。施設の概要は進入路用地で、従前より進入路として一体的に利用していた状況を是正するものです。農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

議長

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、4条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしく願いたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の30ページをご覧下さい。

調査年月日は令和5年3月17日、調査班は、三田委員を班長に藤生委員、本島委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、4条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および代理人の出席のもと聞き取り調査を行いました。

本件は、田島町でブルーベリー農園を営む申請人が、観光農園の機能を高めるため、農園敷地の一部に農産物直売所兼レストランおよびトイレを設置したいというものです。

栃木県の開発基準が緩和されたことにより、レストラン・直売所・観光農園の受付機能を一体に有する建物を建築できるようになりました。開発許可申請は2月22日に提出済で、3月末に市と県の都市計画課とのヒアリングを控えているそうです。6月10日に今季の営業開始を予定していることから、許可が下り次第造成と建築に取りかかります。なお、資金は全て自己資金でまかないます。

建築物は農産物直売所兼レストラン1棟とトイレ1棟です。車は南側より進入し、開渠の水路が通っている東側からの進入はありません。駐車スペースは基本的に砂利敷ですが、一部に土間コンクリートを打設し、そこを思いやり駐車スペースとする計画です。

将来的にはブルーベリー以外も栽培し、通年での営業を行うことを目標にしています。

申請地は、北・西・南は田、東は田および宅地です。取水と排水に支障がなければ、残存する農地に影響はないと考えます。

また、農振農用地の用途区分変更は、昨年11月10日付で公告されています。変更後の用途区分は農業用施設用地となっており、今回の転用目的に合致しております。

結論として、申請地は田島町中央部の農振農用地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の11ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は11件で、一般住宅が6件、太陽光が4件、資材置場が1件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書41ページをお開きください。

1番、申請地は羽刈町地内の畑、213㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、隣接する宅地2筆と一体的に利用し延床面積102.68㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

本申請地は、令和3年9月総会において3条許可を受けた場所ですが、耕作の事実を確認できないことから、3月17日に行われた運営委員会において、譲渡人および申請代理人に対して実情聴取を行いました。その結果、不許可とする法的根拠が存在しないこと、5条許可申請の審査は、譲受人の転用行為に関する審査であり、譲渡人の理由により不許可とすることは譲受人の不利益となることから、許可相当との判断になりました。

なお、運営委員会が譲渡人に提出を求めた理由書が、23日に提出されています。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書42ページをお開きください。

2番、申請地は大月町地内の田、185㎡ほか5筆、計947㎡です。

施設の概要は資材置場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書43ページをお開きください。

3番、申請地は名草下町地内の田、1,200㎡ほか2筆、計2,155㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、隣接する山林3筆と一体的に利用し、太陽光発電パネル708枚を1,826.64㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書44ページをお開きください。

4番、申請地は名草上町地内の畑、905㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル156枚を407.7㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書45ページをお開きください。

5番、申請地は稲岡町地内の田、750㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で太陽光発電パネル140枚を340.4㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書46ページをお開きください。

6番、申請地は松田町地内の田、310㎡ほか2筆、計2,408㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル369枚を1,021.68㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書47ページをお開きください。

7番、申請地は板倉町地内の畑、70㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、隣接する宅地1筆と一体的に利用し延床面積97.70㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容

は所有権移転の贈与、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書48ページをお開きください。

8番、申請地は堀込町地内の田、371㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積124.21㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書49ページをお開きください。

9番、申請地は福居町地内の田、668㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積296.29㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書50ページをお開きください。

10番、申請地は福居町地内の田、479㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積102.68㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書51ページをお開きください。

11番、申請地は下渋垂町地内の田、392㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積112㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請11件です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

本件は一括審議といたします。

本件について意見を求めます。

7番 本島委員。

7番

7番 本島です。

1番について、昨年3条許可となった案件ですが、耕作するということがあったと思います。

事務局でも確認しているとは思いますが、実際には耕作をされなかったということは、私も認識しております。

こういったことが、今後も許可されてしまうのかどうか疑問に思われますがいかがなものでしょうか。

議長

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

先ほどの本島委員の質問と関連して、私も現地調査に出かけて確認をしておりますが、現場を見る限り転用しやすい場所であるかなという印象があります。本人が認定農業者であり、規模を拡大したいとして玉ねぎを栽培したいというのであればいいのかなと思います、許可に同意したわけですが、ただ1年ちょっとで転用するというのはどうなのか、合法ではあるけれどもいかなものかと思えます。

それから、昨年あたりから島田町あたりでも同様に農地の3条許可が増えています。今回の案件がよろしいということであれば、島田町の関連もすべて同様になってしまうのではないかとということが想像されますがいかがでしょうか。

議長

本島委員。

7番

彼は認定農業者とは言いながら、不動産業を営んでいるというところもありますので、明らかに作物を作らずにこのような転用許可を求めるということは、みえみえな部分があるかなと思います。

私たち農業者から思うと、こういった形でどんどん開発が進んでしまうと、先ほど赤坂委員が言っていましたが、法律的に止めることができないというのはいかなものかなと思います。農業委員会として必要不可欠な部分というのが出てくるかなと思って心配しております。

議長

では、事務局からお願いします。

主幹

まず、許可を止められないかというご質問の件ですが、今回農地法第5条の許可申請ということで、譲渡人ではなく譲受人が住宅を建築したいという申請内容でございます。それに関して、譲渡人の側の今までの経緯を踏まえて不許可にするという考え方自体が法律の中にないということで、あくまで、譲受人の方が確実に行うであるとか、必要性があるということの審査でありますので、そこはご了承いただきたいと思えます。

それから、3条許可により農地を取得したにも関わらず耕作をしなかったという点につきましては、足利市農業委員会では1年1作という皆様承知のルールがありますが、あくまでこれは耕作をお願いするというものでございまして、これを以って許可をしないということ自体はできないものと考えられます。

17日の運営委員会におきまして、譲渡人へ運営委員の皆さんから質問していただきました。その中で、なぜ耕作に至らなかったのかということについては、購入当初はかなりの草が生えていて、細かい状況までわからなかつ

たということです。後日トラクターを入れようとしたところ、大きな石や金属などがあり、耕起ができない状況で予定していた耕作ができなかったということでした。そのため、やむを得ず農地転用をして売却することに至ったとの説明でございましたので、ご承知おきください。

局長

私から3条農地取得の主旨について、今後このような案件が出てくる可能性も否定できないので、栃木県ないし関東農政局、さらに農水省本省へ相談連絡をさせていただきました。

栃木県にあつては、法律上、不許可要件にすることが難しいという話がありました。その際に3条取得をした方から、理由書といいますかこれまでの顛末の提出を求めるのはどうかというアドバイスをいただきました。

その後、国、本省にあつては、私から3条農地取得の主旨を踏まえたうえで、下限面積の廃止もあいまって、それに加えて危惧される面、それと昨年の3月から農地取得後の3年3作という運用は適切ではないという通知が国から発出されておりました、これらを含めて考え方を伺いましたところ、現状、法律上打てる対応は難しいというようなことでした。

ただ、当事務局としましては3条の主旨というものを十分にわかっていたきたいということで、この後の全員協議会でも議論いただきますが、行政書士会ないし宅建業協会等に対して、主旨を理解していただけるような対応策をとってまいりたいと考えております。以上です。

主幹

補足でございます。

今回、譲渡人の方に、今回は土地の現状をよく確認せずに買ってしまったという話をされていたので、次に農地を耕作目的で買うときはどうしますかと尋ねたところ、きちんと土地を確認したうえで購入しますという返答がありました。今後、譲渡人から農地を耕作するといいう3条の申請があった場合には、皆様にはより慎重なご審議をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長

他に皆さんから何かございますか。

1 4 番

1 4 番 赤坂です。

参考で結構ですが、確か購入金額が270坪くらいで数万円だった記憶ですが、造成はどちらが行うかわかりませんが、売買価格がわかれば教えてくださいませんか。

主幹

ただいまの件について、売買価格につきましては確認をして報告させていただきます。

議長

そのほかございますか。

1 1 番

1 1 番 星野です。

理由書を提出してくださいとお願いしたと思いますが、その内容を我々が聞くことは可能ですか。

主幹

それでは全文を読み上げさせていただきます。

農地法第5条に係る許可申請の理由書

足利市羽刈町の畑213㎡の農地について、令和3年10月8日農地法第3条許可により取得してからの経緯及び、この度、農地法第5条許可申請により農地を手放し、転用することとなった経緯、理由については次のとおりです。

令和3年10月に農地として購入、現況は北西部の放置建物3棟と共に荒れ果てた状態で境界の確認も高さも2m以上の雑草とつるに覆われ地面の確認もほぼ不可能でした。

冬季を待って雑草対策を行い更地にして公図との現況確認の突合せを行った所、下記の通りに畑地が不法に開発されていました。

- 1 畑地北部と隣接宅地の上に未登記2棟あることを確認
- 2 同上畑地の上に東側道路から西の自宅玄関先に通じるコンクリート幅3m長さ十数mの私道1本とその約3m北側に東西方向長さ数十m南北幅約5mのコンクリート道を発見
- 3 北西側の登記されている母屋東側畑地に多数の植木とみられる根本直径約10cm以上の庭木を発見。
- 4 同宅地の南側の畑地の中に東西方向に根本直径約30cm位のヒマラヤ杉数本があり木の下には金属を含むゴミが捨ててあった
- 5 元の畑地2筆の中央から北の部分の表面及び土の中には砂利や玉石が数多く確認された
- 6 畑地の東側道路に沿ってきた半分にはヒバの垣根がありその間に亜鉛メッキの金属製L字材も見られた

上記の事情により購入した土地は自家用野菜等の耕作が無理と考え近所に住む友人に耕作を依頼した。

自宅から2km先の畑地に自家用野菜を栽培しており、土建業社長である彼なら所有する重機を使えば土の天地返しは簡単であり畑地としてまた使用できると考えた。

しかし実際畑として使えるのは南半分であり雑草の種が多く作り土ではない為耕作を断られた。

結果として畑全体に石が多数あり畑地としての使用はその目的を達成するのは困難と考え分譲住宅として売却する以外無いとして本件の申請となったものである。

令和5年3月23日、足利市小曾根町、●●●●

以上でございます。

それから、先ほどの売買価格につきまして、購入時が分筆前の全面積で10万円、今回は分筆した内の一部です。今回の申請に係る部分で、350万円です。

議長

今までであれば、このようなことは申請してこないのです。最低1作は耕作してくださいというのを守った上で、やはりどうにもならないのでという理由でやむを得ず許可としました。3年3作というのが通例でありました

が、国の方でそういったことはいけないという通知が出てしまいましたので、委員会のお願いとしては計画通りに行ってくださいということで、そうしないのはどういうことか、同時におよそ700㎡の農地を10万円、今回の200㎡を350万円、百倍強の価格でというのは、初めからそのような転用目的ではなかったのかという疑念の下、運営委員会にお呼びしました。

先ほどの理由書にあるように、農地を見ずして購入するというのではありませんが、その理由付けとしてどうしても耕作できない土地なので分譲に至ったということで、3条許可を今から取り消すわけにはいかないの、様々な方法も考えられたのですが、今回に関しては、申請者の方に不利益を被らせることはできないだろうということと、法的に規制するところがどこにもないというか、ないわけではないけれど、大変な時間がかかるということで、まずは申請者の不利益にならないために今回は許可相当として進めていかざるを得ないだろうというのが整理した内容です。

局長が言っていたとおり、今後下限面積が廃止になる中で、いま全国の例として「家庭菜園始めませんか」ということで不動産会社が農地のあっせんをしている例があるらしいです。不動産会社が土地を安く買って、作らず分譲というケースも出てくるだろうと、国も農業会議も第1号としてみています。

ただ、法整備が追い付いていないので、これに関しては全国農業会議所からも、今後こういったことをやった人に対して、農地の購入を認められないというくらいの通達を出してくださいということ、国に要請しています。どこかで歯止めなり担保を取らないと、全国でおなじようなことが起こりうるだろうと農業会議所でも危惧しています。今後いろいろな変遷はあるかもしれませんが、今回は許可相当で取り扱っていきたいと。ただ、南側にまだ農地が残っています。これに関しては、最初の計画通り耕作してくださいというお願いはもう一度しないとないだろうと思っています。

今後の農地の取得に関しては、きちんと計画を立てた上で行ってくださいというのが今取れる措置だということ、ご了解ください。

岡村委員。

6 番

6 番 岡村です。

先ほどの赤坂委員の発言の中で島田町の案件についてもありましたが、私がパトロールをする中では、除草シートを敷いて、ユーカーも植え付けてあります。その点につきましては確認をしておりますので、今後についても引き続き見てまいりますので申し添えさせていただきます。

議長

今後3条申請につきましては、少し面倒になるかもしれませんが、書類の提出は裁定していただきながら、一つ一つを丁寧に確認していきたいというところで、下限面積がなくなるということが既に知れ渡っていて、提出の準備をしている方もたくさんいるようですので、法どおりに措置していきたいと思っています。

主幹 今回、転用が出てまいりましたところが、農地が213㎡ということですが、3条で購入した時は分筆前の農地でございます。今回5条申請がありましたのは、1件の住宅ということですが、代理人の相談の中では、区画を4つに分けて住宅を建てるということでありました。

議長 譲渡人の方がほかの農地については、耕作しますという話ではございましたが、今後も5条の申請で出てくると思われまますので、ご報告いたします。

議長 納得いかない方もいると思いますが、申請人の不利益にならないようにということで、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の14ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が18件、面積が50,071㎡です。所有権移転については、件数が1件、面積が1,276㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を16ページから21ページまでに、所有権移転を22ページに掲載しております。

審議の後、承認をいただきましたら、3月31日付けで公告の手続きを行います。よろしく願いいたします。

本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時35分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時36分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の3番から18番まで及び所有権移転を上程いたします。

本件について意見を求めます。

8番 柏瀬委員。
8番 柏瀬です。
4番についてですが、何を作るのか作物等具体的にわかっていればおしえていただきたい。

議長 自分もかかわっているのですが、この一部にアスパラのハウスを作って作付けの予定です。残りは露地野菜を栽培するという予定です。
他にございますか。
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。
続いて、議案第5号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直しについてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の23ページをご覧ください。
議案第5号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直しについて、ご説明いたします。
この指針につきましては、農業委員会等に関する法律の第7条に規定がございます。現行の条文では「農地等の利用の最適化の推進に関する目標」、それから「推進の方法」、以上2つの項目について指針に定めることとされております。また、「農業委員会は指針を定めるよう努める」とされ、「努力義務」として規定されております。
しかし、4月1日の法律改正により、その規定が変更されます。指針に定める項目については、現行の2項目からひとつ増え、3項目となります。現行の「推進に関する目標」、「推進の方法」に加えて、「目標の達成状況の評価の方法」についても定めることとなります。さらに、現在は努力義務として規定されていますが、改正後は「指針を定めなければならない」とされ、必須の義務として規定されることとなります。
また、農業経営基盤強化促進法についても4月1日で法改正がございます。人・農地プランが法定化され、新たに「地域計画」として規定されます。
このように、関連する法律の改正が4月1日がございます。昨年12月の全員協議会では、改正法施行後に時機を見て見直しを行うことで、委員の皆様のご了承をいただいたところですが、その後、国から通知があり、法改正に伴う文言の修正を3月中に行う必要があるとされました。
そのため、指針の具体的な内容の見直しについては4月以後、時機を見て皆様にご協議いただくこととし、本日は法改正に係る部分のみ、形式的な修正の案を提案させていただきます。修正箇所は先ほどご説明いたしましたとおり、目標の達成状況の評価の方法を定めることと、人・農地プランから地域計画に変更すること、以上の2点でございます。
議案書は修正前の文言に抹消線を、修正後の文言に下線を付しております。

す。修正内容は、全国農業会議所から示された例示に即した変更としております。

それでは、修正後の内容を読み上げさせていただきます。

(本文読み上げ)

以下、修正がある項目のみ読み上げさせていただきます。

(2(2)1及び4を読み上げ)

以上でございます。ご承認いただけましたら、本日付けで指針を改定いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、第5号議案はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の24ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、届出地は毛野新町にあります田、面積は254㎡ほか1筆、計357㎡です。一般住宅用地として、令和5年1月10日付けで農地法第5条の規定による届出書が提出され受理いたしました。このたび届出受理の取消願が届出者から提出されました。取消の理由は、譲受人の変更のためです。願出に基づき、令和5年2月13日付けで届出受理の取消を行いました。なお、譲受人が変更になりました第5条の届出書が同日付で提出され、受理しており、議案書4ページの1番に掲載をしております。

2番、届出地は駒場町にあります田、面積は1,695㎡です。分譲住宅用地として、令和5年2月7日付けで農地法第5条の規定による届出書が提出され受理いたしました。このたび届出受理の取消願が届出者から提出されました。取消の理由は、譲受人の変更のためです。願出に基づき、令和5年2月20日付けで届出受理の取消を行いました。なお、譲受人が変更になりました第5条の届出書が同日付で提出され、受理しており、議案書5ページの5番に掲載をしております。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいまの件について質問等ございますか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第34回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午前10時51分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月25日

足利市農業委員会

6番委員

9番委員